

消防訓練を実施しましょう！

消防訓練の種類には、消火訓練、避難訓練及び通報訓練があります。

消防訓練は、管理権原者の義務（消防法第8条第1項）、防火管理者の責務（消防法施行令第3条の2）として、消防計画を作成し、定期的に各訓練を実施するよう定められております。

《訓練内容と訓練回数》

種 類	内 容	訓 練 の 回 数
消火訓練	消火器や屋内消火栓を使用した 初期消火の訓練	年2回以上 (特定用途防火対象物)
避難訓練	建物内に発災を知らせ、避難、誘導 及び避難器具の訓練	
通報訓練	発災の確認後、建物内に周知し 消防機関に通報する訓練	消防計画に定めた回数

《訓練実施の手順》

- 1 実施する日時、場所、内容等を検討して計画を立てましょう。
- 2 **消火訓練、避難訓練**を実施する場合には、事前に管轄する消防署宛てに連絡しましょう。⇒【消防訓練実施計画報告書】の提出
 - ※ 特定用途防火対象物において消火訓練、避難訓練を実施する場合には、防火管理者は、予めその旨を消防機関に通報しなければならないと定められています。（消防法施行規則第3条第11項）
 - ※ 消防署の立会いがなくても、消防訓練は実施することができます。
- 3 各訓練を実施したら、管轄する消防署宛てに報告しましょう。
 - ⇒【消防訓練実施結果報告書】の提出
 - ※ 【消防訓練実施計画報告書】及び【消防訓練実施結果報告書】の様式は、川崎市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000028737.html>

- ◎ いざという時のために、人数が少ない夜間の火災を想定した訓練も実施しておきましょう！



発見・通報訓練 1

従業員が火災を発見した場合

人数 3人

役割
A 火災発見者役
B 通報役
C 消防署員役

場所
どこでも（火災の発生を想定した場所等）

用意するもの

- 内線がかける電話（携帯電話でも可）
- 場所別火災想定カード（※1）
- 消防署員役セリフカード（※2）

従業員が火災を発見した場合の対応方法と119番通報の方法を身につけましょう。

目的

タイムライン

1分

・火災の発見
・火災の発生を報告

あなた（防火管理者）の指示

- ▶ 場所別火災想定カード（※1）を使いましょう。
- ▶ 訓練の目的、従業員が火災を発見した場合の動きと119番通報の方法を説明しましょう。
- ▶ 訓練を行う人たちの役割（Aさんは火災発見者役、Bさんは通報役等と具体的に）を説明し、訓練開始の合図を行います。
- ▶ 「〇〇時〇〇分から、訓練を開始します。位置についてください。訓練、開始！」

119番通報

- ▶ 通報内容等についてタイミングをみてアドバイスしましょう。

アドバイス（例）

- ・はつきりと言いましょ。
- ・本当に火災が起きたつもりで行いましょ。



訓練の講評（検討等）

- ▶ 「訓練を終了します！」
- ▶ 訓練を見て感じたことを話し、具体的に指導しましょう。
例：「実際の火災に遭ったらとても慌てると思います。もっと真剣に取り組んでください。」

119番通報についての習得

- ▶ AさんとBさんの役割を替え、場所別火災想定カード（※1）を活用して、119番通報訓練を行います。

みんな（従業員）の動き

- Aさん：「火事だー！」と大声で火災の発生を知らせましょ。
- その後内線電話（携帯電話）で事務室に、火災の発生と火災の状況を連絡しましょ。
- Bさん：「〇〇階の〇〇（※1）から火災が発生。119番通報を行います。」
- 他の従業員：訓練を見学（自分が行うことをイメージして！）

POINT

- みんな
▶ 周りにいる従業員に火災の発生を知らせましょ。
- ▶ 落ち着いて大きな声で火災の発生を伝えましょ。
- ▶ 電話で伝えるときは火災の発生場所をもう一度言い、事務室にいる従業員に火災の発生を知らせましょ。
- ▶ 落ち着いて119番通報を行います。

みんな

- ▶ 消防署員役が聞き間違いをしないように「〇丁目〇番〇号」と具体的に伝えましょ。
- ▶ ビルの名前があればその名前と、店名や会社の名前を伝えましょ。
- ▶ 周囲に目印となる建物があれば伝えましょ。
- ▶ 逃げ遅れた人がいる場合は、その情報を伝えましょ。

あなた みんな

- ▶ 訓練した日と内容（例：通報訓練）は、業務日誌等に記録しておきましょ。

あなた

- ▶ 場所別火災想定カード（※1）をあらかじめ準備しましょ。
- ▶ 訓練時間内にできるだけ多くの従業員に訓練を行ってもらいましょ。

- ▶ 防火管理者の方は、訓練を行う前にP24の「発見・通報訓練①②」指導内容チェックポイントを確認しておきましょ。
- ▶ 訓練後に講評を行うときは、P24に講評の文章例があるので参考にしてください。

発見・通報訓練 2

自動火災報知設備のベルが鳴った場合

人数 3人~

目的 自動火災報知設備のベルが鳴った場合の対応方法と、火災を発見するまでの動きを身につけましょう。

1



これが「自動火災報知設備」の受信機です（一例です。会社によって違います）。火災がどのフロアで発生しているのか一目でわかります。

これが感知器！ここで熱や煙を感知します。

2



火災が起こる場所に、ふせんを貼っておきます（ここで火災が発生したという目印です）。

3



Aさんは、ふせんが貼ってある場所に向かいます。

4



火災が発生した場所のイメージです。火災を発見したAさんは、待機しているBさんに火災の発生を知らせましょう。

役割

- A 火災現場確認役
- B 通報役
- C 消防署員役

場所

自動火災報知設備の受信機がある場所と、火災が発生した（と想定される）場所（どこでも可）

用意するもの

- 内線がかけられる電話（携帯電話でも可）
- 消火器
- 警戒区域一覧図
- 火災が発生した場所に置く目印（目印になればよいようなものでも可）
- ふせん

訓練時間

最短 4分

1人抱えることに必要な時間の目安は3分です。

タイムライン

自動火災報知設備が作動した（ベルが鳴った）

2分

4分

火災を確認し、火災の発生を報告

★この後や通報訓練は、P4から参考にしてください。

あなた（防火管理者）の指示

- 訓練の目的と自動火災報知設備のベルが鳴った場合の動きを説明しましょう。1
- 【場所：自動火災報知設備の受信機がある場所】
- 訓練を行う人たちの役割（Aさんは火災現場確認役、Bさんは通報役等と具体的に）を説明し、訓練開始の合図を行います。2
- 「00時00分から、訓練を開始します。位置についてください。訓練、開始！」
- 「自動火災報知設備が作動し、ベルが鳴りました。Aさんは、火災現場の様子を確認してください。」

みんな（従業員）の動き

- Aさん、Bさん：防火管理者の説明を聞いて理解しましょう。1
- 【場所：自動火災報知設備の受信機がある場所】
- Aさん：受信機の地区表示灯と警戒区域一覧図を照らし合わせ、火災が発生している場所を確認しましょう。2
- 「自動火災報知設備の受信機が火災を示している場所は〇〇階、火災現場を確認します。」
- 火災が起こった場所の一番近くにある消火器を持って駆けつけましょう。2 3
- Bさん：その場で待機しましょう。
- 他の従業員：同じように説明を聞きましょう。（自分が行うことをイメージして！）

- 訓練がスムーズに進んでいるかチェックしましょう。

POINT

あなた

- 訓練を開始する前に、準備（火災発生場所に目印を置く・自動火災報知設備の受信機の地区表示灯へふせんを貼る）をしましょう。2

他の従業員

- Aさん、Bさんのどちらの動きをしっかりと見学しましょう。

みんな

- 火災現場を確認するときには、消火器を持っていきましょ。
- 身の安全が第一であることを忘れずに。

防火管理者の方は、訓練を行う前にP24の「発見・通報訓練①②」指導内容チェックポイントを確認しておきましょう。
訓練後に講評を行うときは、P24に講評の文章例があるので参考にしてください。

消火訓練 1

消火器を使う場合

人数 1人~



目的 消火器を使った消火方法を身につけましょう。
(実際には放射せず、使うまでのシミュレーション訓練であっても十分な効果があります。)

消火器の使い方



1 引き抜く
ホースの先を持って
火元に向け



3 放射！

タイムライン

2分

消火器の使い方

あなた (防火管理者) の指示

- ▶ 訓練の目的と、消火器の使い方を説明しましょう。
- ▶ 「消火器を火元の手前まで運んで、上の黄色い安全栓を上側に引き抜きます。」**1**
- ▶ 「ホースの先端のノズルを握って燃えているものに向け、黒いレバーを握って消火剤を放射します。」**2 3**

消火器による消火

- ▶ 訓練を行う人の役割 (Aさんは消火役、Bさんは二番目の消火役等と具体的に) を説明し、訓練開始の合図を行いましょう。
- ▶ 「〇〇時〇〇分から、訓練を開始します。位置についてください。訓練、開始！」
- ▶ 「火災が発生しました。Aさんは、消火器で消火してください。」
- ▶ タイミングをみてアドバイスしましょう。
(例：燃えているものに近づきすぎないでください。姿勢を低くしましょう。)
- ▶ しばらくしてから「Bさんは、Aさんに続き、消火訓練を行ってください。」
- ▶ Bさんの訓練が終わったら、別の従業員にも順番に訓練をしてもらいましょう。

5分

用意するもの

- 消火器 (実物)
- 火災が発生した場所 (想定される) 場所 (どこでも可)

場所

火災が発生した (と想定される) 場所 (どこでも可)

役割

A 消火役①



B 消火役②



訓練時間

最短 5分

1人増えるごとに必要な時間の目安は5分です。

POINT

あなた

- ▶ 実物の消火器を使って訓練を行う場合は、消火剤を放射しないように実際にレバーは握らないことを説明しましょう。
- ▶ 栓は抜くまねだけにしましょう。

みんな

- ▶ 消火器は、万端ではありません。放射時間や放射距離は、消火器によって異なりますので、身近にある消火器を確認しておきましょう。
- ▶ 実物の消火器で訓練を行う場合は、レバーは握らないでください。
- ▶ 栓は抜くまねだけにしましょう。
- ▶ 燃えているものには近づきすぎないでください。また、姿勢は低くしましょう。
- ▶ 燃えているものに直接消火剤がかかると、手前からぼうきではくように放射します。

★ 1本の消火器では消火に限界があります。集められるだけ集めて、そこにいる全員が消火器で放射するイメージで行いましょう。ただし、命が最優先であることを忘れないでください。

▶ 防火管理者の方は、訓練を行う前に P25 の「消火訓練 ① (消火器) ・指導内容チェックポイント」を確認しておきましょう。
▶ 訓練後に講評を行うときは、P25 に講評の文章例があるので参考にしてください。

避難・誘導訓練

誘導灯の確認も含む

人数 2人



用意するもの

- メガホンなど（あれば）
- 場所別火災想定カード（※1）（P32）

場所

どこでも（階段を使用するので、その近辺でも可）

役割

A 避難・誘導担当



他の従業員：避難役

訓練時間

最短 6分

目的 火災が発生した場合の避難方法と誘導方法を身につけましょう。

これが「誘導灯」。自分のいるフロアのどこにあるか確認しましょう。



避難階段の入り口です。



訓練では、必ず階段を使いましょう！



火事の際にエレベーターは使わないでください！



タイムライン

2分

4分

6分

訓練の目的と避難・誘導の方法を説明

避難と誘導

実際に避難する

あなた（防火管理者）の指示

- ▶ 訓練の目的と訓練を行う人たちの具体的な動き方（Aさんは避難・誘導担当、他の方は避難役など）を説明します。
- ▶ 「避難するときは、誘導灯を目印にしましょう。」
- ▶ 「エレベーターを使わないで、階段で逃げましょう。」
- ▶ 「Aさんは、〇〇側階段にお客様や他の従業員の避難・誘導を行い、フロアに残っている人がいないか確認しましょう。」

みんな（従業員）の動き

Aさん、他の従業員：防火管理者の説明を聞いて理解しましょう。



POINT

あなた

- ▶ エレベーターを使わないことを徹底しましょう。
- ▶ 避難誘導のときはメガホン（あれば）を活用しましょう。

みんな

▶ 疑問があれば質問しましょう。

- ▶ 訓練開始の合図を行います。
- ▶ 「〇〇時〇〇分から、訓練を開始します。位置についてください。訓練、開始！」
- ▶ 「自動火災報知設備が作動し、ベルが鳴りました。火災が発生した場所は〇〇階の〇〇（※1）ですので、Aさんの誘導のもと、〇〇側の階段を使って避難しましょう。避難する人は誘導灯も目印にしてください。」

Aさん：「火災が発生した場所は〇〇階の〇〇ですので、〇〇側の階段を使って避難してください。皆さん、こちらの階段ですよ。」と自ら率先して避難する階段に誘導し、避難をリードします。

他の従業員：Aさんの指示のもと、階段を下ります。

▶ 訓練者がけがをしないように安全に配慮します。

他の従業員：階段を下り、避難します。

Aさん：フロアにお客様（他の従業員）がいないか確認します。

あなた みんな

- ▶ 高層の建物で、階段を使って外に出るのが大変な場合は、下のフロアへの移動でも構いません。

- ▶ 防火管理者の方は、訓練を行う前に「避難・誘導訓練・指導内容チェックポイント」を確認しておきましょう。
- ▶ 訓練後に講評を行うときは、P28に講評の文章例があるので参考にしてください。

発見・通報訓練 12 指導内容チェックポイント

- ☐ 火災で動揺したり、勤務先の所在地を記憶していないかたりして、勤務先の所在地を通報できない人が少なくないということです。
- 電話の近くには、所在地や通報文例などを置いておくよう指導しましょう。
- ☐ 消防署からの距離や消防車の活動状況にもありますが、119番通報を行ってから消防車が到着するまで、平均して5分以上はかかるといわれています。
- 消防車が到着するだけで早く到着するように、119番通報は速やかに行うよう指導しましょう。
- ☐ 携帯電話から119番通報したときは、通報を受けた消防署が確認の折り返し電話を行う場合があるので、通報後は携帯電話の電源を切らないよう指導しましょう。
- ☐ ぼやなどで火災が消えた場合でも、必ず119番通報を行うよう指導しましょう。
- 消えた後でも通報を行わなければならない義務があります。

避難・誘導訓練 指導内容チェックポイント

- ☐ 火災が発生した場合は、燃え広がる可能性があるため、直ちに建物内にいる人に火災の発生を知らせて、すぐに避難するよう伝えましょう。
- ☐ エレベーターが設置されている建物では、「エレベーターは使用しないこと」を伝えましょう。
- ☐ 避難は、階段を使って行います。避難はしごなどの避難器具は、他に避難する手段がない場合に使うものであることを指導しましょう。
- ☐ 炎や煙で階段が使えない場合には、ベランダなどの一時的に安全な場所に避難して、消防隊が到着したら手を振るなどして知らせるよう指導しましょう。
- ☐ 一度避難した人が建物の中に戻り、亡くなってしまった火災も少なくありません。いったん避難したら、建物内に戻らないように指導しましょう。

消火訓練 1 (消火器) 指導内容チェックポイント

- ☐ 熱と煙が発生しているので、燃えているものに近づくと視界が悪くなります。また、近づきすぎるとやけどをする危険もあります。消火器の消火薬剤が届く距離（有効射程距離）を考え、姿勢を低くして、安全な範囲内で火元に近づき、煙に惑わされないように、燃えているものに直接消火薬剤を放射するよう指導しましょう。
- ☐ 消火器は火元近くにできるだけ多く集めて、連続して使用するよう指導しましょう。
- ☐ 粉末消火器の消火薬剤は水のように浸透性がないので、いったん火が消えたようにみえても再び燃え出す可能性があります。一時的に消火したら水をかけて完全に消火するよう指導しましょう。
- ☐ 消火器で消火できるのは「天井に火が燃え移る前まで」が目安です。
- 目安を超えたら無理せずに、避難の時機を失う前に避難するよう指導しましょう。
- ☐ 消火を行うときには、部屋の入口を背にするなどして退路（退避するルート）を確保した位置で消火するよう指導しましょう。
- ☐ 消火器には、消火薬剤の放射距離や放射できる時間（秒数）などの性能が表示されています。自分の職場で身近に設置されている消火器の性能を確認しておくよう指導しましょう。

水防法・土砂災害防止法の改正について

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～



川崎市総務企画局危機管理室

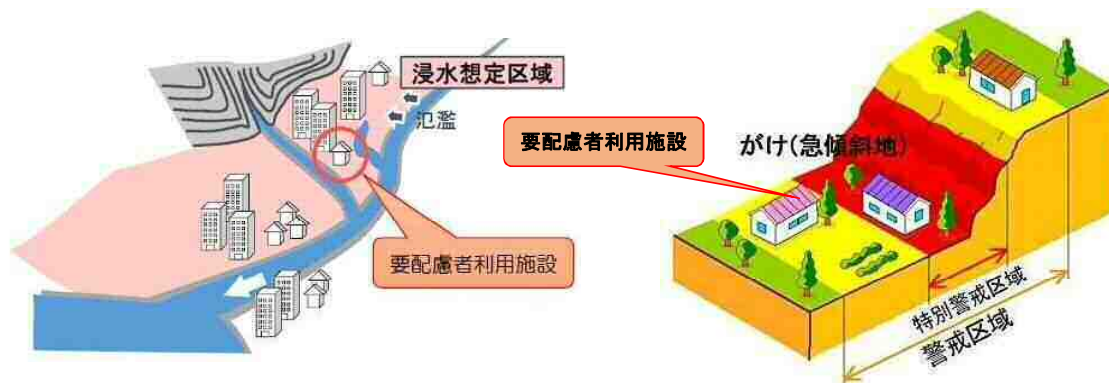
水防法及び土砂災害防止法の改正

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、
『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設の管理者等は
避難確保計画の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

速やかな避難確保計画の見直しや作成と、計画の危機管理室への提出をお願いします。



計画作成の手引きやひな形を用意しています。詳しくは川崎市ホームページでご確認ください



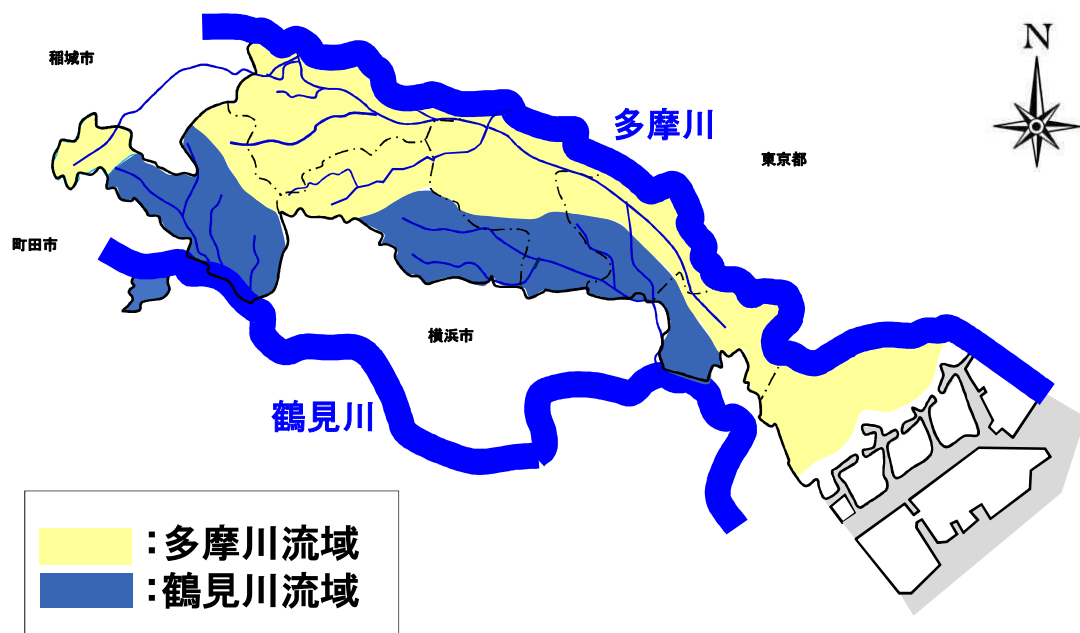
避難確保計画



洪水のリスク



川崎市の水系



川崎市に起こりうる洪水

大規模河川

多摩川や鶴見川に想定以上の雨が降り、河川敷だけでは水量を受け止めきれなくなったときに、水があふれたり、堤防が決壊して、広範囲に浸水被害をもたらす可能性がある。

その他中小河川

小規模な川では、局地的・短時間の豪雨であっても、川から水が溢れ、付近に浸水被害をもたらす可能性がある。

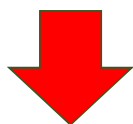


洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップの変更点

従来の洪水ハザードマップ

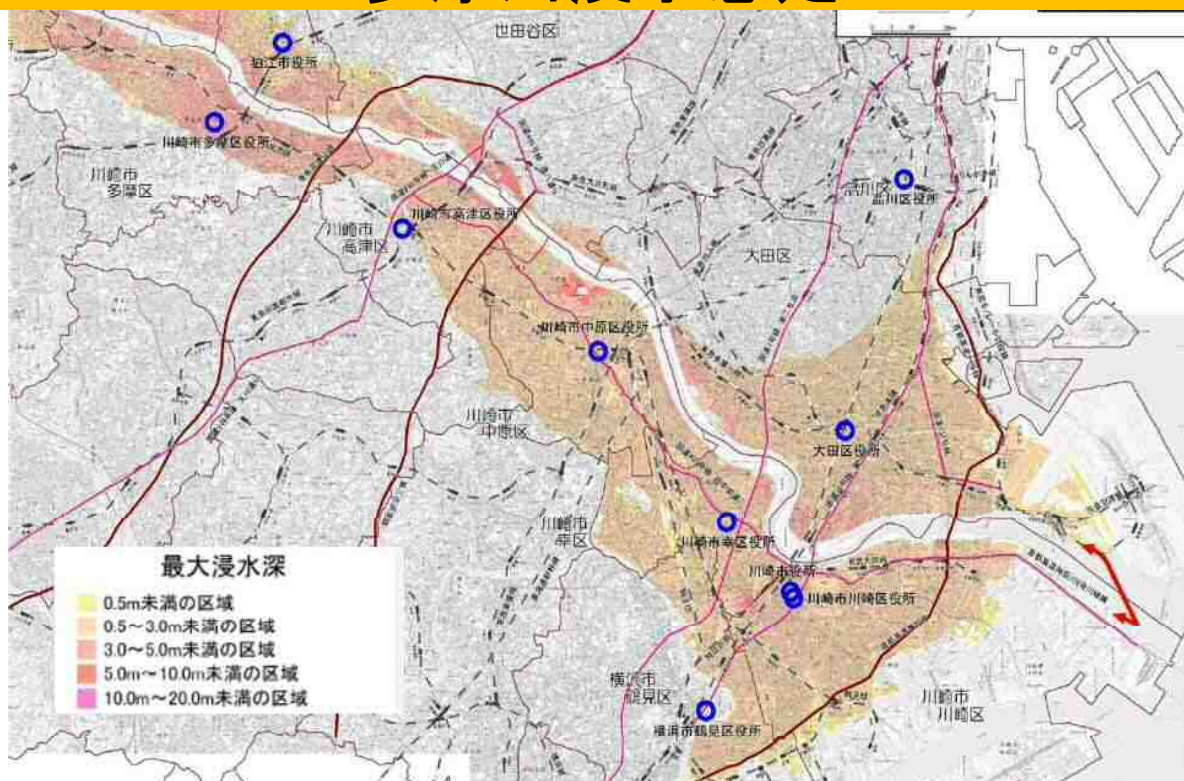
- ・ 浸水が起こる区域、浸水する深さを想定
- ・ 約200年に1度の洪水をイメージした降雨量



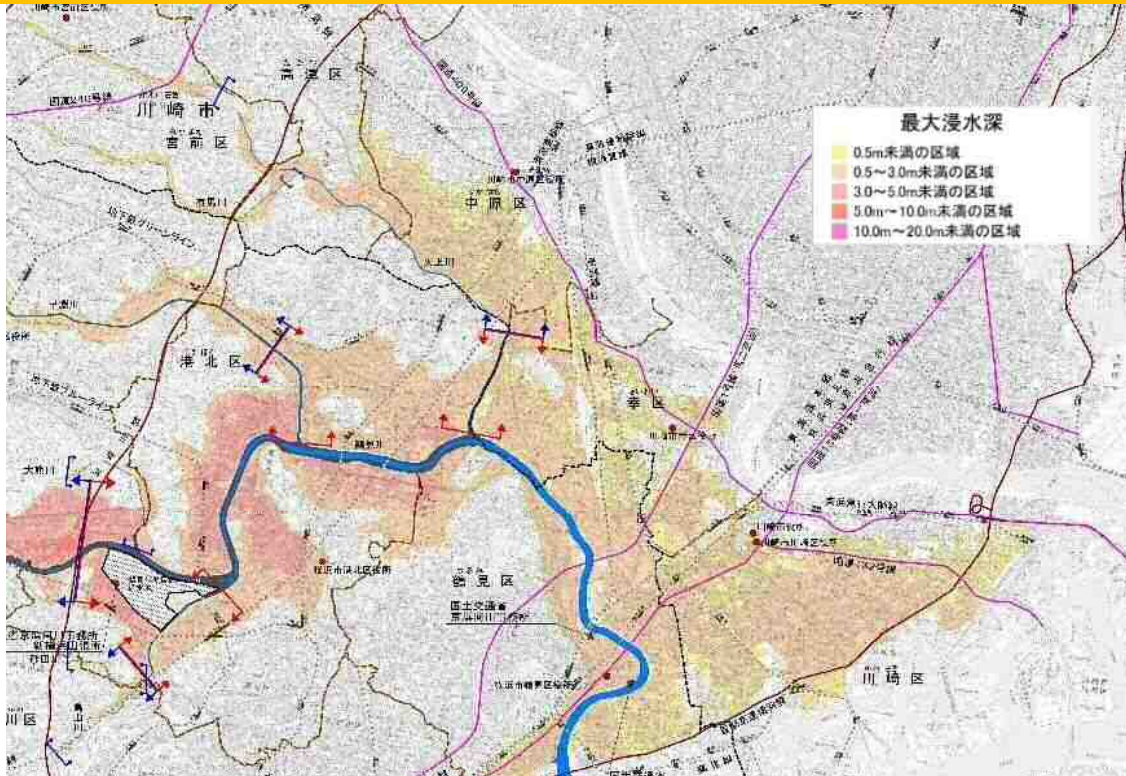
新しい洪水ハザードマップ

- ・ 浸水が継続する時間、家屋倒壊の危険がある区域の想定も追加
- ・ 約1000年に1度の洪水をイメージした降雨量

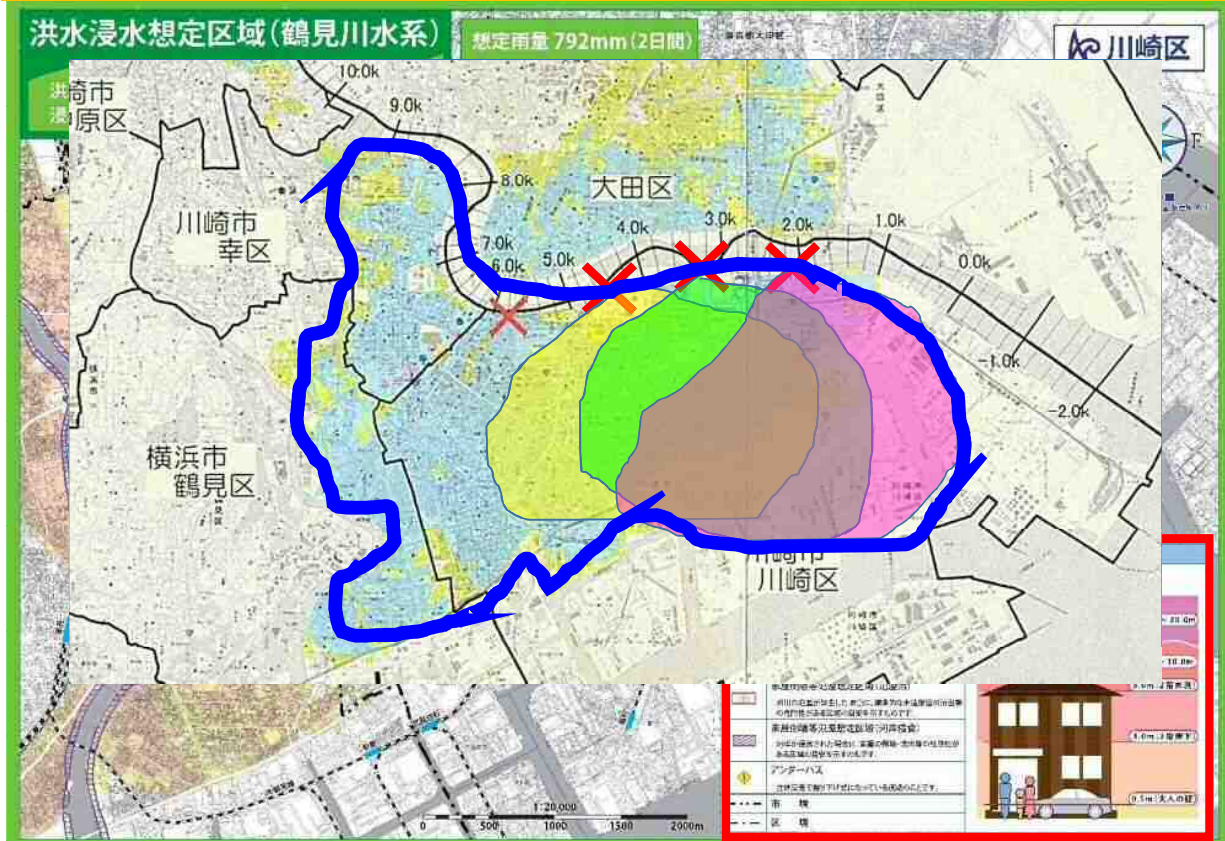
多摩川浸水想定



鶴見川浸水想定

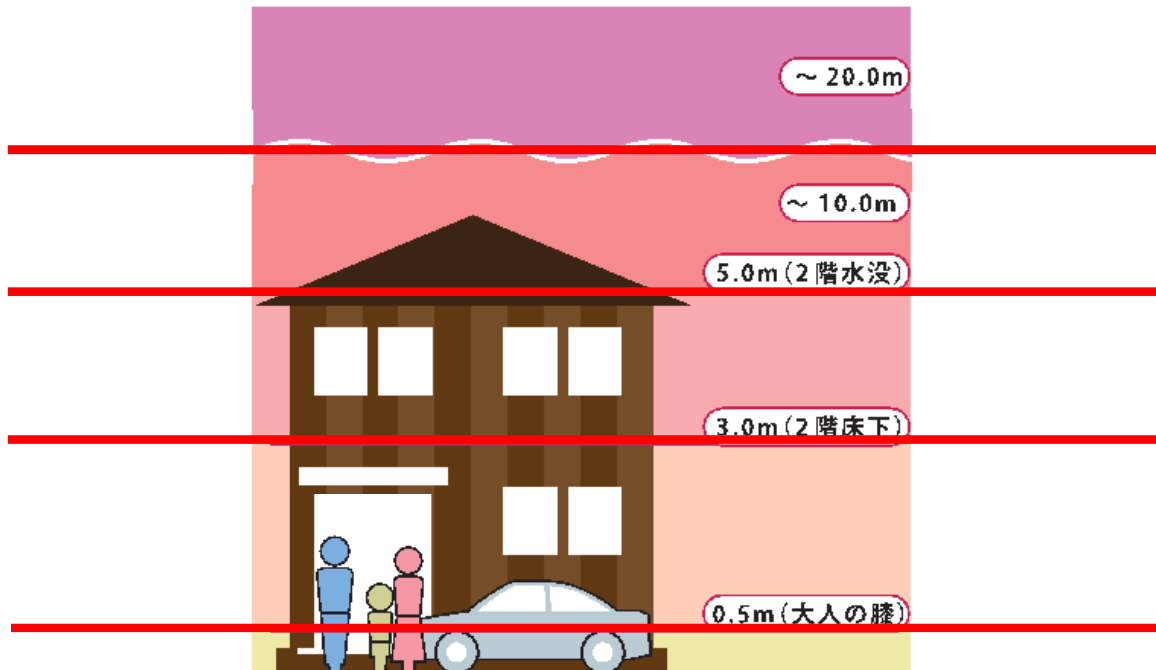


洪水ハザードマップの見方①



洪水ハザードマップの見方②

浸水深の目安



ハザードマップを確認するには

○ ガイドマップかわさき

川崎市が作成したインターネット上のマップ。
防災だけでなく様々な情報を見ることができる。

ガイドマップかわさき で検索！



PC版



スマホ版

洪水からの避難



河川の氾濫から身を守るために

**自宅の危険性を正しく理解し、
適切な避難行動をとることが重要です！**

① 情報の意味を知っておきましょう

⇒ 大雨警報？ 避難判断水位？ 避難勧告？ …

② 正しい情報を入手しましょう

⇒ メールニュースかわさき？ 緊急速報メール？ …

③ 自宅の状況に応じた避難行動を考えておきましょう

⇒ 避難所？ 自宅の中？ …

気象台が発表する気象情報

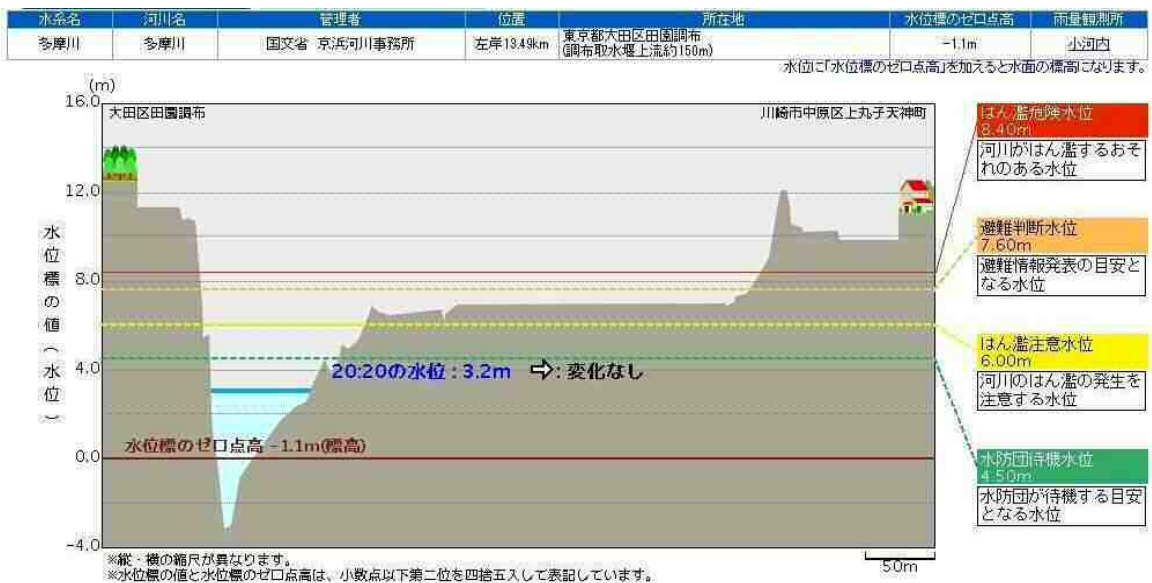
防災気象情報の種類

種類	情報の種別	それぞれの違い
特別警報	大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	・重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合に発表
警報	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	・重大な災害の起こるおそれがある場合に発表
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪	・災害の起こるおそれがある場合に発表
気象情報	・大雨に関する気象情報 ・台風情報 ・竜巻注意情報 ・記録的短時間大雨情報 ・長期間の高温に関する気象情報 など	・警報等の対象となる現象の経過、予想、防災上の留意点などを解説するため必要に応じて随時発表 ・警報等の対象ではない、社会的に影響の大きな天候の状況なども必要に応じて随時発表

※ここであいう「気象情報」とは、警報等とは別に、文章または図・表を用いて気象状況を解説した情報のことです。

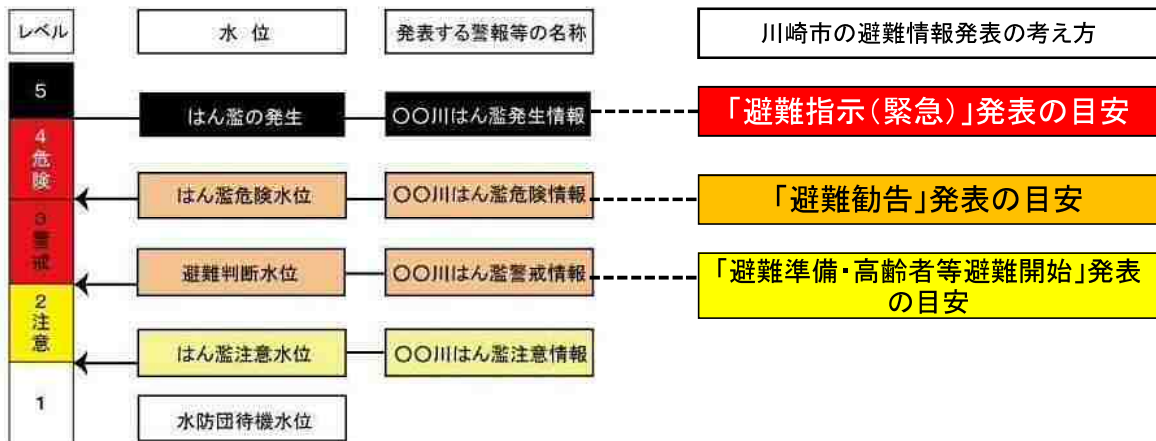
出典：気象庁ホームページ『気象業務はいま 2016』より抜粋

河川の水位に関する情報



出典：国土交通省 川の防災情報『水位観測所付近の川の断面図』より抜粋

河川の水位と避難に関する情報



洪水予報で発表される情報に対する水位

洪水予報で 発表される情報	水位に関する情報	
	水位	概要
はん濫危険情報	はん濫危険水位	河川がはん濫する恐れのある水位や安全に避難するために避難を開始すべき水位
はん濫警戒情報	避難判断水位	市町村からの避難準備情報などの避難情報が発表される目安となる水位
はん濫注意情報	はん濫注意水位	河川のはん濫の発生を注意する水位

出典：国土交通省 川の防災情報『河川の洪水予報と水位の関係』より抜粋・一部加工

市が発表する避難に関する情報

避難準備・高齢者等避難開始

〇お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間を要する方が、安全に避難するための情報です。

避難勧告

〇災害の発生が予想されている地域の方に対し、避難を勧めるものです。

〇対象の方は落ち着いて避難を開始してください。

避難指示(緊急)

〇避難勧告よりも強く避難を求めるものです。

〇対象の地域の方は、ただちに避難してください。

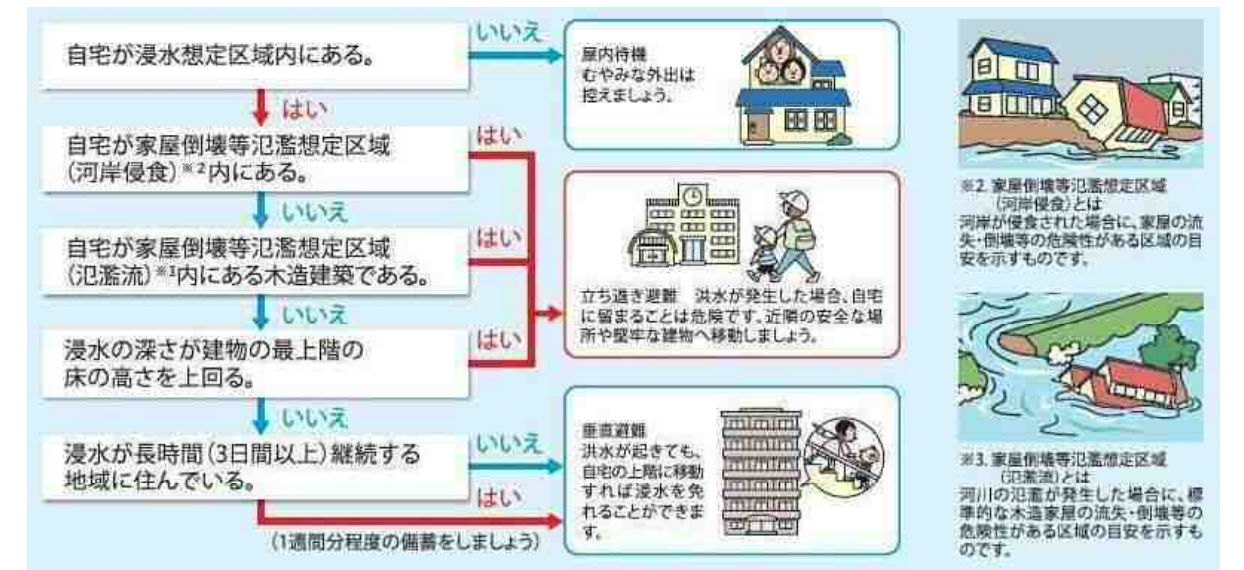
5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報 ※可能な範囲で発令 ・大雨特別警戒発表時は、避難勧告等の対象範囲を再度確認	大雨特別警戒 危険度分布 極めて危険 氾濫発生情報	5相当
4	・危険度分布の「極めて危険」「極めて危険」利用時には、道路が水や土砂崩れにより、すでに避難が困難になっている可能性がある。避難する前に避難を完了しておく 速やかに避難 ・危険度が極めて危険でも安全な場所へ速やかに避難	避難指示(緊急) ※緊急防災要務等条例に基づき発令 避難勧告 第4次防災体制 (防災対策本部設置)	土砂災害警戒情報 高潮特別警戒 氾濫危険情報 非常に危険	4相当
3	土砂災害警戒区域等や、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、避難準備が整い次第、避難開始 高齢者等は速やかに避難	避難準備・高齢者等避難開始 第3次防災体制 (避難勧告の発令を判断できる体制)	大雨警戒 洪水警戒 高潮警戒 注意情報 警戒(警報級) 氾濫警戒情報	3相当
2	ハザードマップ等で避難行動を確認	第2次防災体制 (避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警戒 洪水警戒 高潮警戒 注意情報 注意(注意報級) 氾濫注意情報	2相当
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	大雨注意 洪水注意 高潮注意 早期注意情報(警報級の可能性)	

※2 福所龍樹が発表されている際の三潮龍樹に切り替える可能性が高い注意喚起（警戒レベル4）に相当します。

「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

洪水からの避難行動の考え方



土砂災害のリスク



22

土砂災害の種類と特徴



土石流

土石流とは、山腹、川底の石や土砂が大雨などにより水と一緒に激しく流下する現象です。

時速20から40kmという速度で、周辺の木々や岩などを先端部に巻き込みながら進み、人家や田畑、道路を一瞬のうちに壊滅させてしまいます。

県内では、箱根・丹沢の山地部を中心に発生しています。（市内に警戒区域なし）



がけ崩れ

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）とは、雨や地震などの影響で地盤がゆるみ、突然斜面が崩れ落ちる現象です。

現象としては局所的ですが、崩壊速度が極めて速いため人命に直結する割合が非常に高いという特徴があります。

県内では、三浦半島や横浜、**川崎、鎌倉市内を中心に発生しています。**



地すべり

地すべりとは、地下水などの影響により、斜面を構成する土塊が斜面下方にすべり、移動する現象です。

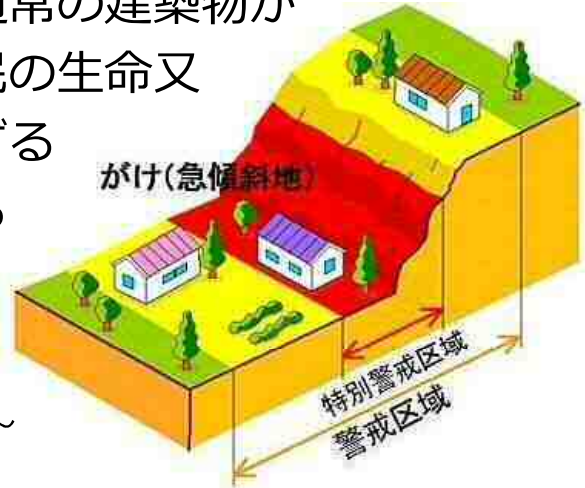
移動するスピードはゆっくりですが、広い範囲にわたって地面が動くため、家や道路や田畑などが広範囲に被害を受けます。

県内では、箱根・湯河原の山地部、三浦半島で発生しています。（市内に警戒区域なし）

土砂災害**特別**警戒区域とは

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域

～土砂災害防止法施行令第三条より～



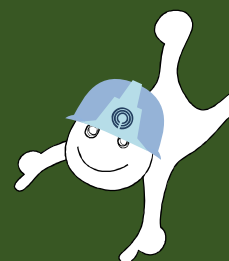
… つまり土砂崩れで家が崩壊する危険性が高い地域のこと

※現在のところは川崎市に特別警戒区域は指定されていません。

がけ崩れの危険を知る

**がけ崩れは大雨の時に
起きるとは限らない。**

- ① 小雨でも、何日も降り続けば、がけ崩れ発生の危険は高まる。
- ② 地中の水分量が危険な値に達したときに土砂災害警戒情報が発表される。



がけ崩れからの避難

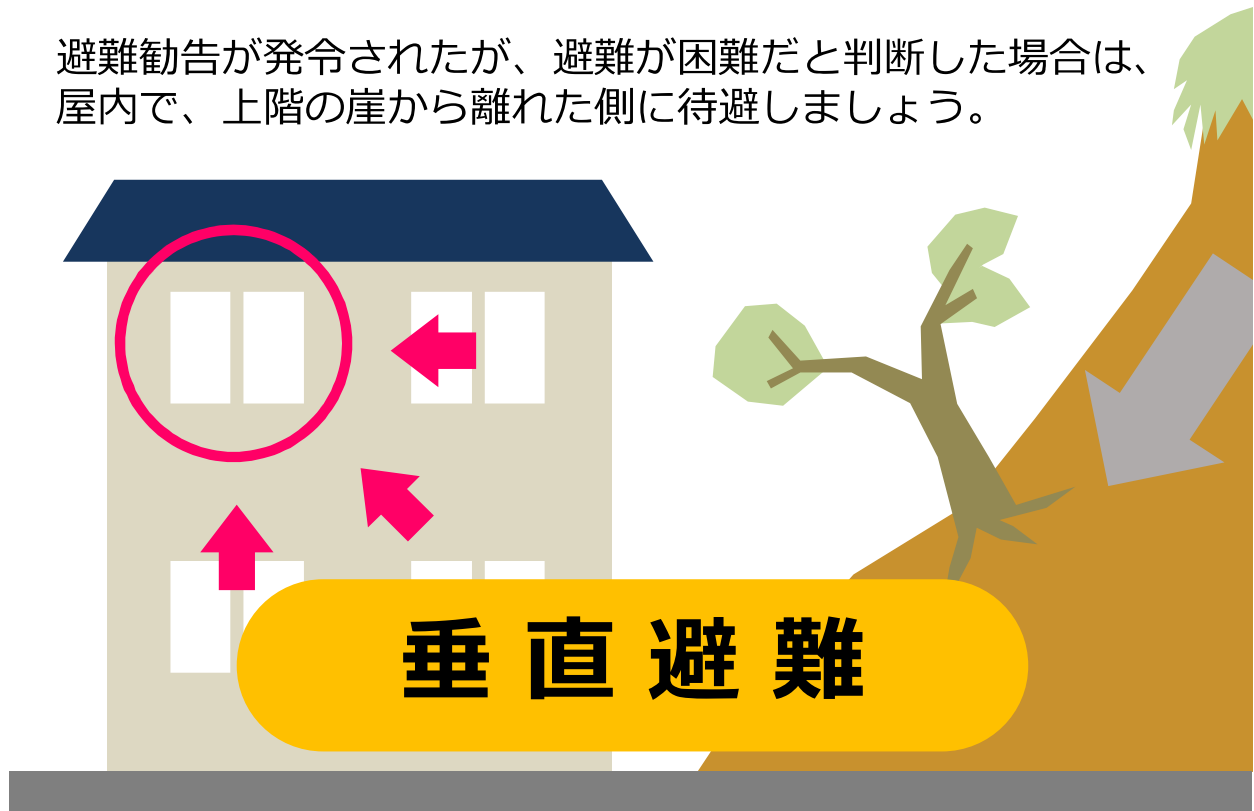
がけ崩れからの避難のポイント

**避難の方法は
状況に応じて柔軟に**

刻々と変わる屋外の状況に合わせて、
「危険」と感じたら、避難先を変える勇気を。

屋外への避難が難しいときは

避難勧告が発令されたが、避難が困難だと判断した場合は、屋内で、上階の崖から離れた側に待避しましょう。



土砂災害からの避難行動の考え方

- 突然の地震と異なり、風水害は事前に避難することが可能な場合があります。
 - また適切な避難方法は「避難所に行くこと」とは限らず、様々な状況に応じて異なります。
 - いざという時に自らの判断で命を守る行動ができるよう、下図を参考に適切に避難(※)しましょう。
- ※下記のように避難勧告などが出ない状況でも、危険を感じたら避難行動を開始してください。

避難に関する情報

避難準備・高齢者等避難開始

- お年寄りの方や体の不自由な方など、避難に時間を要する方が、安全に避難するための情報です。

避難勧告

- 災害の発生が予想される地域の方に対し、避難を勧めるものです。
- 対象の方は落ち着いて避難を開始してください。

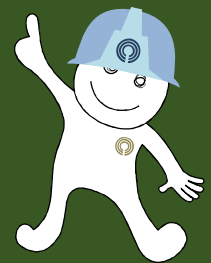
避難指示（緊急）

- 避難勧告よりも強く避難を求めるものです。
- 対象の地域の方は、ただちに避難してください。

状況に応じた避難行動

- **安全な場所への移動**
避難所や高台、土砂災害警戒区域の外の知人の家などに移動します。
- **近隣の高い建物等への移動**
安全な場所への移動が難しいときは、近くの頑丈な建物の2階以上や、高い建物のなるべく上階に移動します。
- **屋内の安全な場所への避難**
屋外への避難がかえって危険なときは、崖とは反対側で、なるべく高い階の部屋などに避難します。

災害時の情報の入手



地震と風水害との大きな違い

**風水害は事前に危険
が予測できる**

地震はある日突然に起きる。
風水害は事前に予測できる可能性がある。

風水害のときには特に重要に

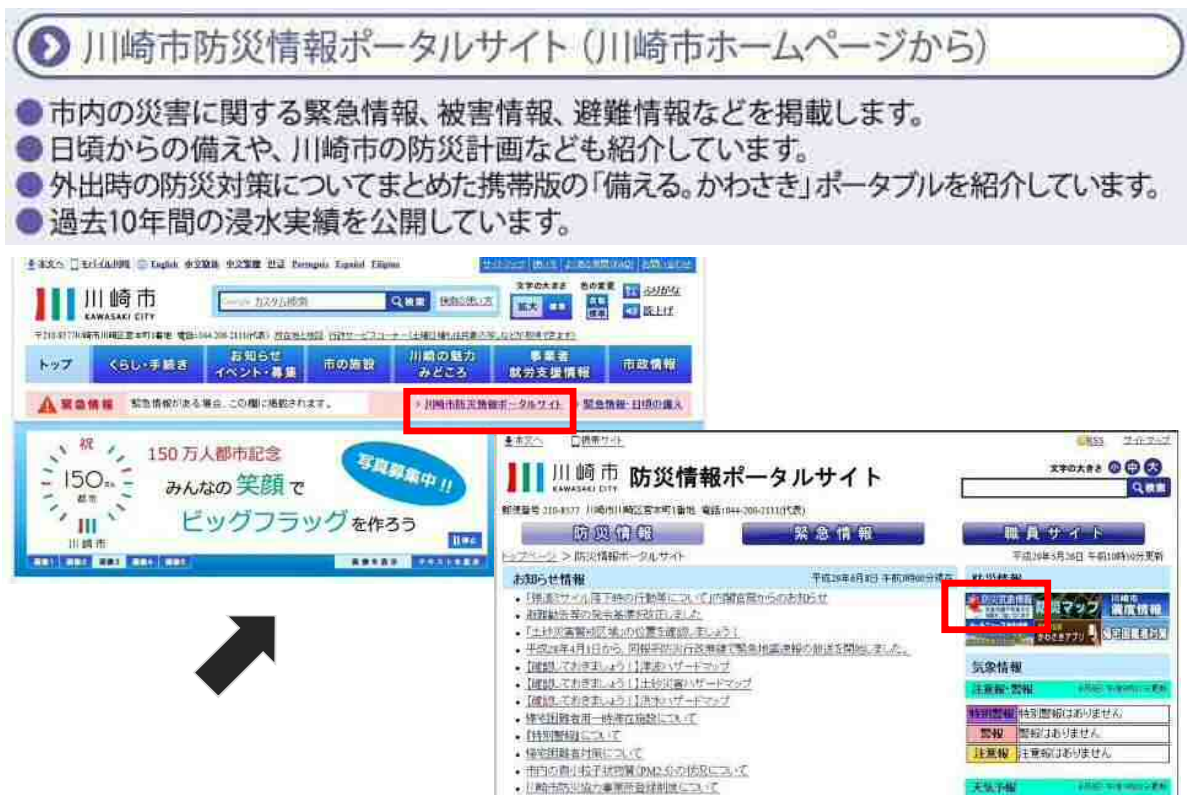
正確な情報の入手

気象情報や行政からの情報など、避難する際の判断に役立つ情報源を、日ごろから確保しておきましょう。

防災情報を入手するには①

▶ 川崎市防災情報ポータルサイト (川崎市ホームページから)

- 市内の災害に関する緊急情報、被害情報、避難情報などを掲載します。
- 日頃からの備えや、川崎市の防災計画なども紹介しています。
- 外出時の防災対策についてまとめた携帯版の「備える。かわさき」ポータブルを紹介しています。
- 過去10年間の浸水実績を公開しています。



The screenshot shows the Kawasaki City homepage. A red box highlights the link '川崎市防災情報ポータルサイト' (Kawasaki City Disaster Information Portal Site) in the navigation bar. Below it, the portal site itself is shown, with the '防災情報' (Disaster Information) tab highlighted in red. The portal site lists various disaster-related information, including emergency alerts, damage reports, and evacuation information. A red box also highlights the '防災マップ' (Disaster Map) link in the portal site's sidebar.

防災情報を入手するには②


メールニュースかわさき

- 川崎市から、市内の防災、気象、災害等の情報をメールでお知らせします。
- 配信を希望する方は右記のメールアドレス宛に空メールを送信してください。

〈パソコンから〉
mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp

〈携帯電話・スマートフォン用 URL〉
mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp



メールニュースかわさき
携帯用QRコード

緊急速報メール（※1）

- 携帯電話やスマートフォン（※2）を使い、災害時でも、通信規制や回線の混雑の影響を受けにくい情報伝達手段です。
 - 市民の生命に関わる下記の情報は迅速かつ一斉に配信します（登録不要、受信料不要）。
 - ・津波警報や東海地震予知情報などの災害に関する情報
 - ・弾道ミサイル、大規模テロなどの国民保護に関する情報
 - ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等
 - ・市民の生命、身体及び財産を保護するため必要な情報
- ※1 緊急速報メールは通信事業者ごとに名称が異なります。
 ・NTTドコモ：緊急速報「エリアメール」
 ・au、ソフトバンク：緊急速報メール「災害・避難情報」
- ※2 スマートフォンからの利用にあたっては、アプリが必要な場合がありますので、ご確認ください。

国による緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

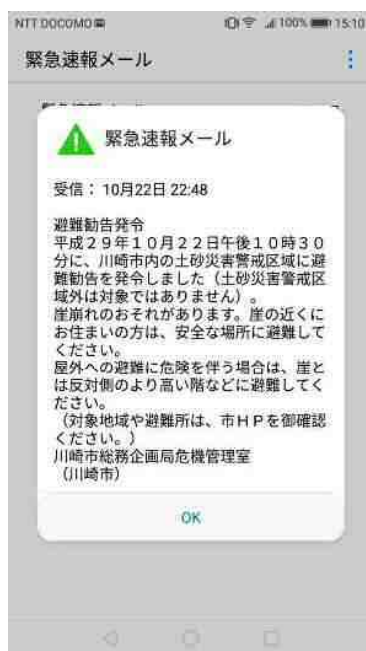
「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に到達した）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信
 （多摩川・鶴見川では平成29年5月より）

【見本】

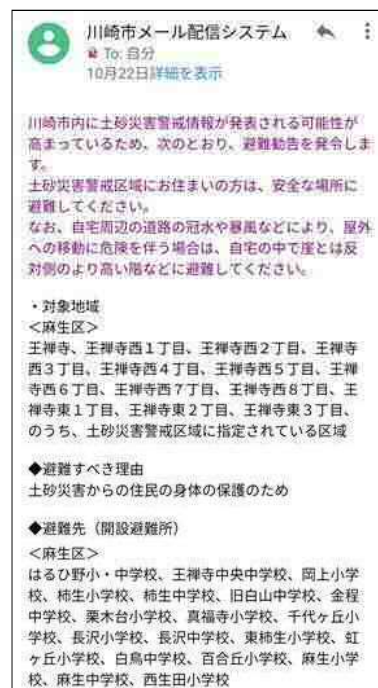
（件名）
河川氾濫のおそれ

（本文）
〇〇川の〇〇（〇〇市〇〇）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
 本通知は、〇〇地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。
 （国土交通省）

防災情報を入手するには③



**エリアメール・緊急速報メール
（200文字制限）**



メールニュースかわさき

防災情報を入手するには④

▶ 防災行政無線・防災テレホンサービス

- 防災行政無線とは、屋外にあるスピーカーから、市民の皆様に避難情報や防災気象情報をお知らせするものです。
- 防災行政無線の放送内容は、電話でも聞くことができます（通常時は啓発放送が流れます）。
0120-910-174（通話料なし）県内の一般加入電話、公衆電話及び一部のＩＰ電話から
044-245-8870（通話料あり）携帯電話、ＰＨＳ、県外の一般加入電話・公衆電話から

▶ 国土交通省 京浜河川事務所 河川の防災ページ

- 多摩川・鶴見川の浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、氾濫シミュレーションを見ることができます。

▶ 川の様子に関する リアルタイム情報

- カメラ画像や水位・雨量等の情報を、国土交通省・神奈川県・川崎市等のHPで見ることができます。

▶ その他

- 気象庁ホームページで警報・注意報発表の予測を見ることができます。
- ツイッター（アカウント [kawasaki_bousai](#)）、緊急速報メール、地上デジタル放送、ケーブルテレビ、かわさきFM（79.1MHz）でも、情報を発信します。

令和元年度集団指導講習会 感染症対策について

令和元年10月17日(木)

川崎市健康福祉局保健所感染症対策課 感染症担当



高齢者施設で注意すべき主な感染症

- ① 入所者・職員にも感染が起こり、集団感染を起こすことが多いもの
インフルエンザ 感染性胃腸炎(ノロウイルスなど)
腸管出血性大腸菌感染症 通常疥癬 結核 など
- ② 健康な人に感染を起こすことは少ないが、抵抗力の低下した人に
発生する感染症
薬剤耐性菌による感染症 など
- ③ 血液・体液を介して感染する感染症
肝炎(B型、C型)、HIV感染症 など

日頃から、高齢者の特性、施設にお
ける感染症の特性を理解し、
感染症に対する正しい知識の習得と、
日常業務における標準予防策の実
践が重要です



感染対策の3原則

<感染対策の3原則>

感染を「しない」、「させない」、「ひろげない」

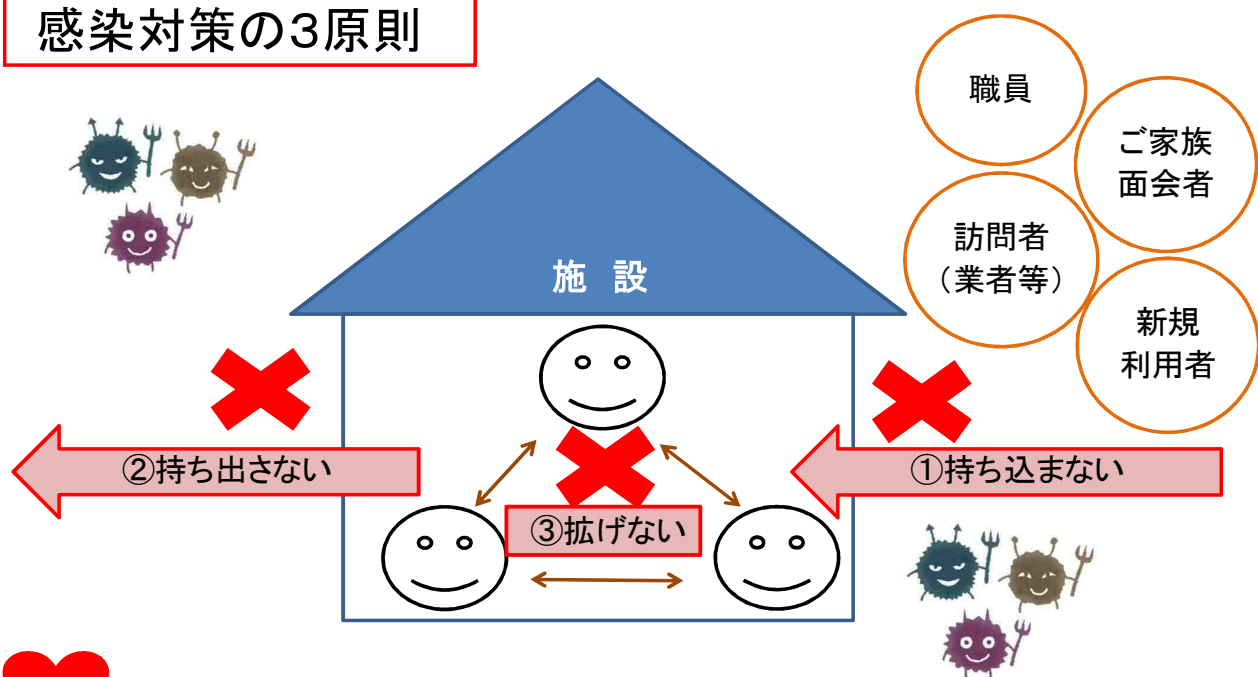
<高齢者介護施設における感染対策>

病原体を

「持ち込まない」、「持ち出さない」、「拡げない」



感染対策の3原則



予防のためのポイント・病原体から身を守るため、**普段のケア**から心がけましょう！！

手洗い うがい マスク ゴム手袋 清掃 予防接種



例えば、ノロウイルスの場合には

持ち込まない	持ち出さない (感染させない)	拡げない
✓ 入所時、外泊時には、入所者や同居者に胃腸炎症状の有無を確認する ✓ 胃腸炎症状がある場合には入所する前に連絡してもらうよう協力を依頼する ✓ 胃腸炎症状のある方の面会・介助者は遠慮してもらう(説明やポスターを掲示) ✓ スタッフの自己管理(職員)について、胃腸炎症状がある者や、2日以内に加熱不十分なカキ等の喫食歴やノロウイルス感染者との接触歴がある者は、勤務に出てくる前に責任者へ連絡する ✓ 調理従事者は定期的に検便を実施し、陽性者は陰性確認後に従事することが望ましい	✓ 他のデイサービス等を利用する場合等、症状がある場合は利用を控える ✓ 手洗いを励行する ✓ 施設でノロウイルス(感染性胃腸炎)が流行していることを、外泊時・他のデイサービス利用時に、家族や施設管理者に説明する	✓ 水平伝播を防止すること ✓ 吐物の処理を適切に行い、次亜塩素酸Na等の消毒を徹底する ✓ 下痢症状を有する、ノロウイルスを疑わせる入所者(利用者)への対応を徹底する ✓ 日頃の手洗い(石けんと流水、アルコール手指消毒)を励行する習慣 ✓ 個室隔離や集団隔離、接触予防策を実践する ✓ 高齢者では、嘔吐によって誤嚥性肺炎を起こすことがある。また、基礎疾患があると重症化しやすいため、ハイリスク者に感染しないよう注意する ✓ 症状が治まっても2~3週間は便の中にウイルスが含まれることに留意して取り扱う

例えば、インフルエンザの場合には

持ち込まない	持ち出さない (感染させない)	拡げない
✓ 入所時、外泊時には、入所者や同居者にインフルエンザ症状の有無を確認する ✓ 症状がある場合には入所する前に連絡してもらうよう協力を依頼する ✓ インフルエンザ症状のある方の面会・介助は遠慮してもらう(説明やポスターを掲示) ✓ シーズン前にスタッフには季節性インフルエンザワクチンの接種を励行し、入所者も主治医や嘱託医と相談し、ワクチン接種を励行 ✓ 流行期には、スタッフ・面会者はマスクの着用を励行	✓ 他のデイサービス等を利用する場合等、症状がある場合は利用を控える ✓ 手洗いを徹底する ✓ マスクの着用を励行 ✓ 施設でインフルエンザが流行していることを、外泊時・他のデイサービス利用時に、家族や施設管理者に説明する	✓ 感染拡大を防止すること ✓ マスクの着用を励行 ✓ 日頃の手洗い(石けんと流水、アルコール手指消毒)を励行する習慣 ✓ 個室隔離や集団隔離、接触予防策を実践する ✓ 高齢者では、咳によって誤嚥性肺炎を起こすことがある。また、基礎疾患があると重症化しやすいため、ハイリスク者に感染しないよう注意する

2次発生や集団発生を防ぐために・・・

面会は必要最低限にする	✓ 面会者にも情報を示すこと ✓ 面会者に理解を求めること
責任者(感染管理者)は、感染対策が確実に実施されているかを観察して確認する	✓ 毎日の健康観察と記録の実施 ✓ 共用部やトイレの消毒(0.02%次亜塩素酸ナトリウム)を毎日行う ✓ 手洗いの励行 ✓ オムツ交換の手順の見直しを行う

協力病院や保健所支所と連携をとって助言を得るなど、
感染対策に詳しい人への協力を求める

マニュアルの作成や、所内の衛生教育、
休暇前の引継ぎ等を積極的に行いましょう



高齢者施設では・・・

- ・免疫力が弱く、抵抗力が低い → **感染しやすい**
- ・団で生活 → 感染が**拡大しやすい**
- ・基礎疾患がある方が多い → **重症化しやすい**



職員による介助が必要 → **接触する時間や頻度が大**
施設で集団発生した場合の**人的・空間的な限界**
(個室管理や隔離対応、職員も感染した場合の対応など・・・)

**感染症が集団発生しやすく、普段からの対策や
発生時の対応が重要です。**



感染症の発生を早めに探知し、感染拡大を防ぐために・・・

1: 日頃から**観察、記録**し、いつもと違うことがないか、**気付く**ことが大切

例) 普段から便が緩め ⇒ 水様便が出るようになった。血が混じっている・・・。

普段から皮膚に痒みがある ⇒ いつもは見られない発疹が出ている・・・。

普段から一覧表などで管理すると、どこで・どんな異状があるか気付きやすいですよ★

名前	部屋	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8
		1階 お話会			2階 お話会				紙芝居 1・2階
A	101		発熱 38℃	嘔吐 2回	1階で感染症が発生している・・・？				
B	102				発熱 37.5℃	嘔吐 2回			
C	201							咳	
D	202				体の痒み				

2: 感染症が発生した場合を想定し、日頃から**準備をしておく**ことが大切

例) フロアで利用者が嘔吐した場合の対処法を、全ての職員で確認しておく
異状があった時の相談先を確認しておく

(施設嘱託医、管轄社会福祉施設等主管部局、管轄保健所支所等・・・)

普段と違う状態(=異状)を認めたら・・・

参考) 集団発生の定義

社会福祉施設においては・・・次のア、イ又はウに該当する場合は、管轄社会福祉施設等主管部局、管轄保健所に速やかに連絡する。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

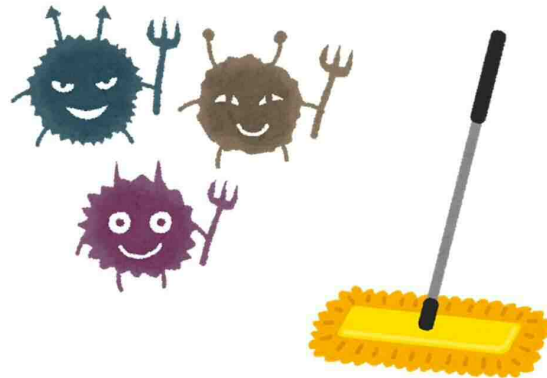
ウ ア及びイに該当しない場合であっても、**通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、**特に施設長が報告を必要と認めた場合

(H17.2.22 厚生労働省通知「社会福祉施設における感染症等発生時に係る報告について」抜粋)

いつもと違うな、ちょっとおかしいな、という場合は、早めに御相談ください！



日頃からの心掛けについて・・・ (失敗例等)



うっかり常温のまま作り置きしてしまったけど、変なおいもしないし、もったいないから食べちゃおう。



今日は勤務のない日だし、ちょっとくらい生焼けのお肉を食べてもいいよね。

職員の皆さん自身の体調管理のため、利用者さんに感染させないためにも、普段の生活や食事にも気をつけましょう！

下痢や嘔吐がある場合は事前に上司等に相談し、
症状によっては休む・休める環境を！

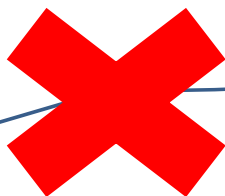


海外で流行している感染症があります！事前に情報を収集して
予防対策を万全に行いましょう！

厚生労働省検疫所ホームページ等
(FORTH)

作りおきで消毒効果が薄れます！

突然の嘔吐に迅速に対応するために、次亜塩素酸ナトリウム希釈液を大量に作りおきしておこう。



処理は迅速に！でもあわてすぎないように！



吐物をあわててふきとったり、モップで勢いよく拭き取ったりすると、吐物が飛び散って広範囲な汚染となります。
吐物処理は迅速かつ適切に行いましょう。
マスクやガウン等の使用も忘れずに…

感染症の情報収集

川崎市感染症情報

～今、何の病気が流行しているか！～



➤ 概要

市内の最新の感染症情報をお知らせします。

➤ 詳細

例えば、令和元年第36週(9月2日から9月8日まで)の

感染症情報をお伝えします。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(いわゆる**感染症法**)」に基づき、川崎市内の医療機関から患者情報を収集し、解析した情報をまとめております。医療関係者、施設関係者、及び市民の方々等多くの方々にご覧いただき、感染症対策の一助としていただければと存じます。

➤ 配信を希望する方へ

(配信する内容)最新の感染症情報を閲覧するURLを、原則毎週水曜日にメールにて配信いたします。登録方法については、川崎市のHPから、**感染症発生情報**とキーワード検索してください。

感染症に関するご相談は・・・

各区役所保健福祉センターにお気軽に御相談ください

川崎区役所	衛生課	201-3223
幸 区役所	衛生課	556-6682
中原区役所	衛生課	744-3280
高津区役所	衛生課	861-3321
宮前区役所	衛生課	856-3265
多摩区役所	衛生課	935-3310
麻生区役所	衛生課	965-5163

健康福祉局保健所感染症対策課
感染症担当 200-2441





まかせといて！のシールぼうや

結核について

令和元年10月17日（木）

川崎市健康福祉局保健所感染症対策課

川崎市の結核発生動向について

川崎結核登録患者の状況（平成30年）



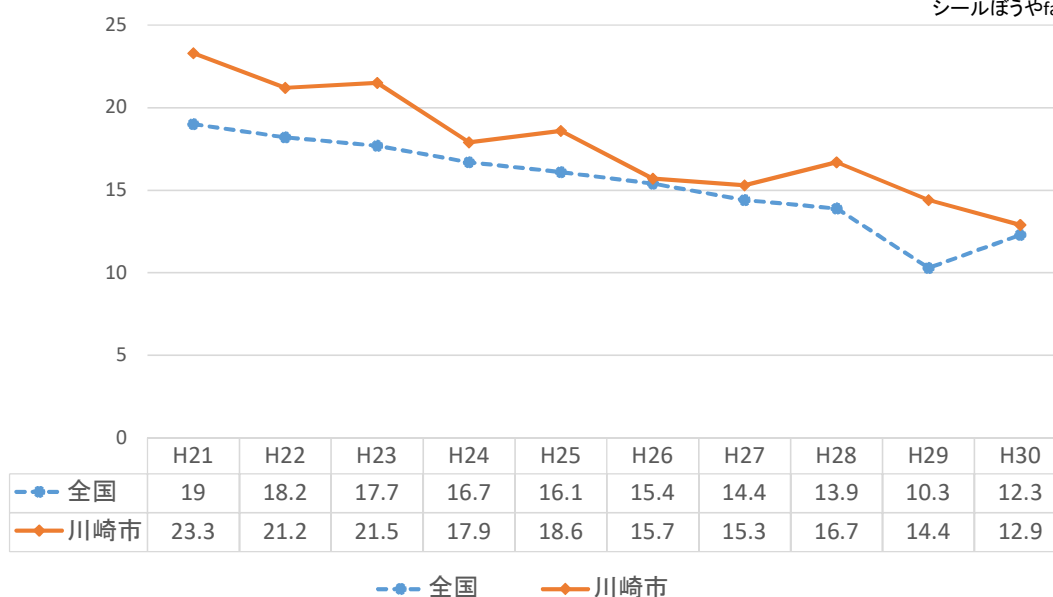
シールぼうやface

	活動性 結核 総数	(H29)	肺結核活動性						(別掲)潜在性結核 感染症		全結核罹患率 (人口10万対)	
			総数	喀痰塗抹 陽性	(H29)	その他の 結核菌 陽性	菌陰性 その他	肺外結核 活動性	H30	(H29)	H30 人口 10/1現在	(H29)
全国	15,585	(16,789)	12,029	5,781	(6,359)	4,604	1,644	3,556	7,413	(7,255)	12.3	(10.3)
市総数	196	(217)	157	66	(92)	66	25	39	117	(87)	12.9	(14.4)
川崎区	63	(69)	53	24	(30)	19	10	10	38	(22)	27.2	(30.0)
幸区	23	(23)	19	9	(12)	7	3	4	9	(13)	13.8	(13.9)
中原区	26	(32)	19	4	(10)	12	3	7	13	(12)	10.1	(12.6)
高津区	27	(23)	22	12	(7)	9	1	5	9	(13)	11.6	(10.0)
宮前区	23	(27)	17	8	(15)	5	4	6	23	(11)	10.0	(11.8)
多摩区	18	(31)	16	4	(12)	9	3	2	10	(7)	8.3	(14.3)
麻生区	16	(12)	11	5	(6)	5	1	5	15	(9)	9.0	(6.8)

罹患率の推移



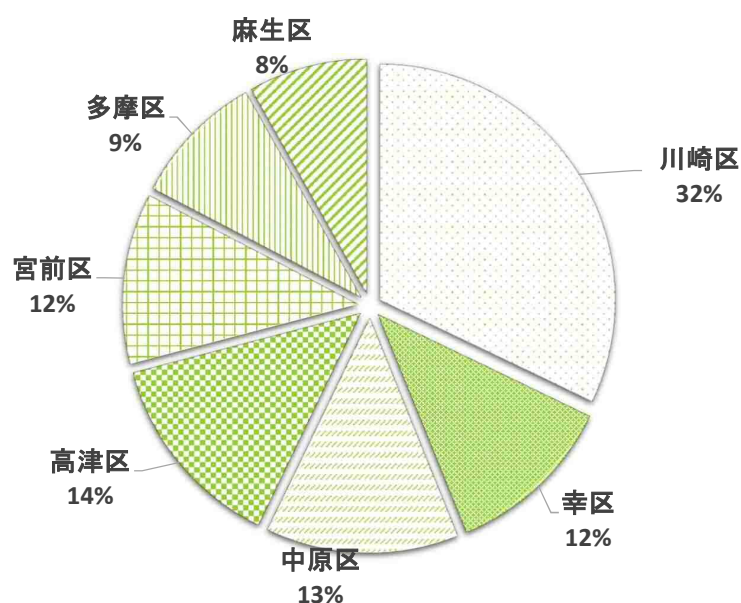
シールぼうやface



H30年 新規登録患者 区役所別割合



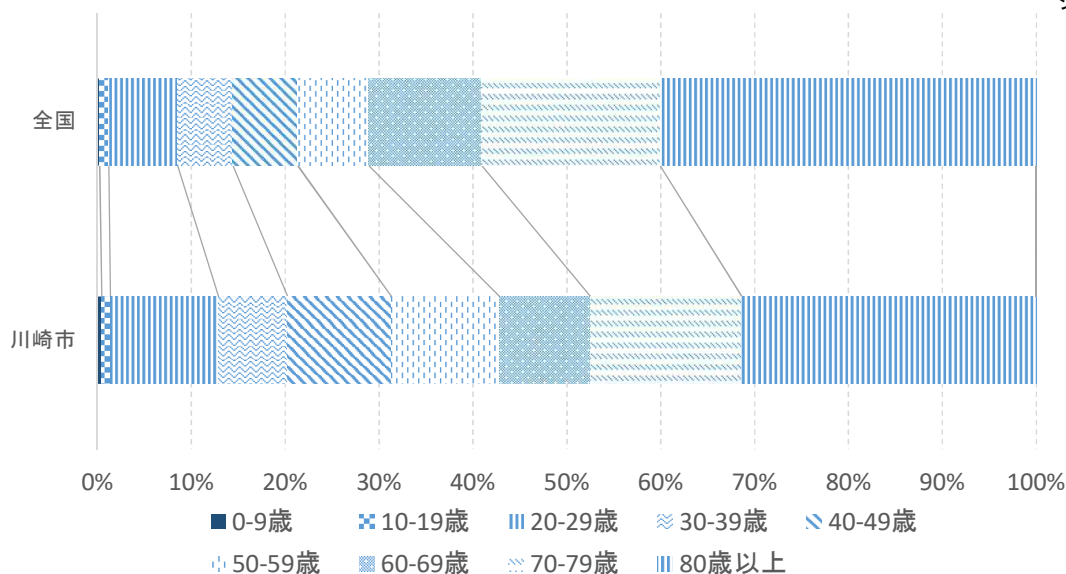
シールぼうやface



H29年新登録患者 年齢別割合(全国比較)



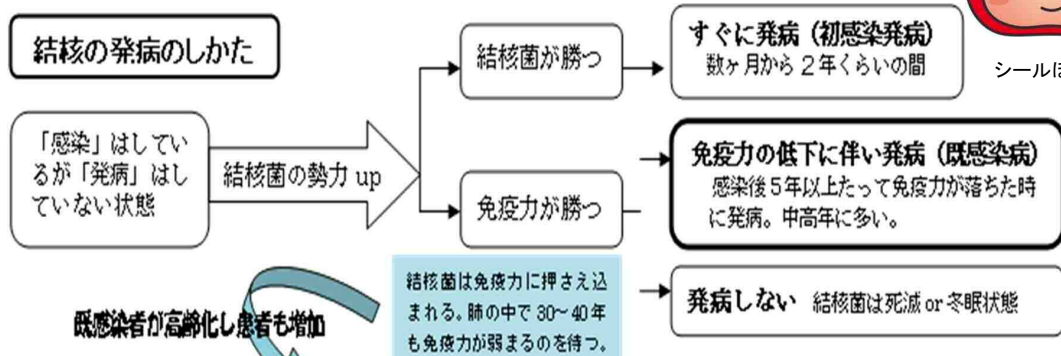
シールぼうやface



患者の早期発見



シールぼうやface



既感染者が高齢化し患者も増加

高齢者の結核感染

But！ 高齢者の症状はわかりにくい！

高齢者では細胞性免疫の低下により結核のX線写真上、非典型的な画像を呈し、結核の診断が遅れます。また、臨床症状も呼吸器症状（2週間以上続く咳・たん、胸痛）を呈さないで全身症状のみを呈することがしばしば見受けられます。体重減少、食思不振などの全身症状のみを訴えた場合には、喀痰検査などの細菌学的検査で確認してください。



定期の健康診断

(第53条の2、施行令第11条、同12条、同12条の2、3)

(1) 施設長が行わなければならない定期健診

- ・刑事施設

刑務所については20歳に達する年度以降の被収容者に対し、入所時および毎年1回

- ・社会福祉施設

65歳に達する年度以降の入所者に対し、入所時及び毎年1回

*** 社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設**

*** 老人保健施設の入所者や精神病院・療養型病床の患者などは**
感染法上は定期健診の義務は課せられていないが、施設の管理者は必要に応じた健康診断を実施することが適当である。



定期の健康診断

(第53条の2、施行令第11条、同12条、同12条の2、3)

(2) 事業所が行う定期健診

- ・学校(専修学校および各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、**介護老人保健施設および社会福祉施設の従事者に対し毎年1回**

(3) 学校長が行う定期健診

- ・大学、高等学校、高等専門学校、専修学校または各種学校(修業年限が1年未満の者を除く)の学生または生徒に対し入学年度1回

(4) 市町村長・特別区長が行う定期健診

- ・高齢者(65歳に達する年度以降の住民)に対し毎年1回
 - * 市町村・特別区の判断により、対象者を限定できる
- ・結核発病率の高い住民層に対する定期健診

退院基準と就業制限(18条)



シールぼうやface

- 感染させるおそれが無くなれば退院し、通院で治療することができます。

(異なった日の喀痰の検査が連続して陰性＝3連痰)

塗抹陰性＝できる基準

培養陰性＝させなければならない基準

臨床症状消失後は速やかに連日検査をすることになっています。

- 退院後に学校・職場などに復帰しても、周囲の人への感染の心配はありません。

ただし多くの人に接する業務では

退院できる＝就業制限解除ではない！

差別や偏見のない対応を！



シールぼうやface

- 陳旧性あるいは治療中であっても感染性が否定されていれば、
入所を拒否する理由にならない。
- 治療中の患者はきちんと服薬を継続すれば感染性はない。
再発防止のため服薬確認が必要である。
- 健康診断の結果が感染させるおそれがある結核
(以下、感染性結核)の場合であっても、多くの場合
比較的短期の治療で感染性を消失させることが可能
であることから、菌消失後において入所を受け入れ
ないということにならないよう配慮することが望まれる。

抜粋

在宅高齢者への結核対応 ポイント&事例集



2017年5月
公益財団法人結核予防会結核研究所
対策支援部保健看護学科

Q4.利用者さんが結核治療を開始されました。自宅の部屋や布団、衣類などの消毒は必要でしょうか？

患者の使った部屋や物品について

- 通常の掃除や洗濯、食器洗いを行えば十分です。
 - 部屋の窓を開けて換気を十分に行いましょう。
 - 使用済みのティッシュなどは、ビニール袋に密封してゴミに出します。
 - 薬剤やアルコールを使って消毒する必要はありません。
- (参考『高齢者施設・介護職員対象の結核ハンドブック（2016年7月）』p24)



窓を開けて換気を
よくしましょう



いつもと同じ
要領で洗濯や
掃除をすれば
大丈夫



痰を出したり鼻水をかんだ
ティッシュペーパーなど
手に付いたら流水で洗えば
大丈夫

※接触者健診：利用者の方が感染性の
結核を発病した場合、介護やケアを通
じて接触があった（密接で生活を共有
する）人たちは、接触者健診の対象と
なります。保健所から案内があったら、
速急に保健所へ連絡をとり健診を受け
ましょう（無料です）。また、白ご
ろからケア提供者自身の健康管理も行
いましょう。

http://www.jata.jp/dl/pdf/outline/support/zaitaku_201711.pdf

高齢者介護に関わる人のための“結核”基礎知識

（ダウンロードのうえ、左綴じ両面印刷すると3つ折りリーフレットになります）

高齢者の結核を 早期発見するには？

サービス利用開始時の健康チェック

- 2週間以上続く呼吸器症状（咳、痰など）
や胸部X線写真に異常陰影がある時には、
かかりつけ医や施設の責任者に喀痰検査等
の必要性を確認しましょう。
- 健康管理のための情報として、結核等の
既往歴や治療中の病気を確認しましょう。

定期健康診断時の健康チェック

- 結核の早期発見のためにも、定期健康診断
を活用しましょう。
- 「高齢者は結核のハイリスク者」であり、
健診が義務ではない施設も、定期的な健康
チェックが大切です。

日常的な健康観察

- 高齢者結核では咳や痰がでない割合も高く
継続する体調不良や免疫低下からむね症状
など、日常の健康観察がとても大切です。
- なんとなく元気がない
- 発熱、食欲不振、体重減少、倦怠感、
尿路感染（免疫低下）
- 咳、痰、胸痛、呼吸のしづらさ

- 肺炎疑いでも、できれば抗生剤を使用する
前に、喀痰検査の実施を責任者に相談しま
しょう。また、抗生剤の使用状況を記録に
残しておきましょう。

高齢者介護に関わるあなたと あなたの大切な人の “健康を守る”ために

職員の定期健康診断

- 少なくとも年に1回は胸部X線検査を
受けましょう。精密検査の通知が来たら、
自覚症状がなくても必ず受診しましょう。
- 健診結果は、今後の健康管理に大切な情報
です。結果を保管しておきましょう。

咳エチケット

- 咳が出る時は、サージカルマスクを服用
しましょう。

まずは自分の身体をいたわりましょう

- 身体の免疫力を維持し、風邪等の症状が
続く時は、早めの受診を心がけましょう。
- 免疫が低下する疾患（糖尿病、腎疾患、
HIV等）がある時は、確実に治療を継続
しましょう。
- 結核について勉強する機会を持ちましょう。

結核に関する心配や不安がある時は
一人で悩まず、施設の担当者や保健所
に相談しましょう。

あなたの地域を管轄する保健所



この資料は平成28年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構委託研究
開発費「地域における結核対策に関する研究」により作成されました。

高齢者介護に関わる人の ための“結核”基礎知識

現在1年間に2万人弱の結核患者が
新たに診断されており、その約7割は
60歳以上です。

ある日、ある高齢者施設で...

〇〇さん、結核疑い
だそうです!!



こんな時
どうしたらいいでしょう？

結核とは

結核とは、結核菌によって起こる感染症です。

感染のしくみ（空気感染）

- 主に肺結核患者の咳などのしぶきと共に排出される菌を吸い込むことで感染します。

感染とは

- 結核菌が身体の中に入り、それに対する身体の反応が起こっている状態です。

発病とは

- 菌が増殖し、何らかの身体の変化や症状が出てくる状態です。
- 結核の発病率は、感染者の1～2割です。
- 発病は、身体に入った菌の量や強さと、感染者の免疫などが関係します。

＜免疫の維持＞ バランスの良い食事、適度な運動、十分な睡眠、禁煙。免疫が下がる疾患（糖尿病、腎疾患等）の治療と管理が大切です。

症状

＞ 咳・痰、発熱、胸痛、体重減少等

特徴

- 「よくなった、悪くなった」しつづ病状が進行し、排菌するようになります。
- 排菌をしていない感染状態や発病の初期には、人にうつすことはありません。

治療と施設での医療支援

- 原則として、6か月以上の定められた期間、複数の薬を内服します。確実な内服のため周囲の方の支援が重要となります。

利用者が結核（疑い）と診断されたら

マスクの着用と個室対応

結核（疑い）の方 入院や検査結果を施設で待つ間は、サージカルマスクを着用してもらい、個室対応でドアは締めましょう。

職員や家族等 個室へ入る時は N95マスクを着用し、乳児等の面会は禁止します。

車で搬送する時

- 結核（疑い）の方は、サージカルマスクを、同乗者はN95マスクを着用します。
- 窓を開けて換気をしましょう。

部屋の清掃など

- 部屋の窓を開けて換気を十分行いましょう。
- 薬剤等による消毒は不要です。通常の掃除や洗濯、食器洗いを行えば大丈夫です。

＜N95マスク＞ 結核の感染防止のため職員や家族がつけるマスクです。すぐ、使えるように常備し、着用訓練をしておきましょう。



N95マスクの例

～結核の発病は誰のせいでもない～

- 突然、結核（疑い）と言われ、動揺する方も多いため、周囲のサポートが不可欠です。

接触者健診について

目的

- 患者からの感染や発病の有無などを調べ、結核の感染拡大を防止します。

基本的な流れ

- 保健所は届出により、患者の病状や生活、患者と接した方の健康状態等を確認して、必要な対象者に、無料で健診を行います。

医療機関

- 結核の診断
- 保健所への届出

↓

保健所

- 患者や施設、居宅訪問から健診依頼
- 健診や健診の可否判定方法を決定
- 接触者健診の実施

主な検査

- 原則として、結核の“感染”を血液検査で、“発病”を胸部X線検査で調べます。

実施時期など

- 施設の定期健診状況なども検討し、適切な時期に行います。
- 必要により、保健所と施設が協力して、健診の前に説明会を行うこともあります。
- 結核に感染した後、検査で感染がわかるようになるまで、3ヵ月ほどかかります。
- あわてて検査をすると正確な結果が得られないこともありますので、保健所と連絡を取りましょう。

http://www.jata.jp/dl/pdf/outline/support/taisaku_kaigo_leaflet.pdf

DOTS（直接監視下短期化学療法）

Directly Observed Treatment, Short-course

DOTSとは、医療従事者の目の前で、患者が薬を確実に飲むことを確認し、完全に治癒するまでを支援する治療法のことです。アメリカなどでも大成功を収め日本でも病院と保健所が連携してDOTS事業を積極的に推進しています。



まかせといて！のシールぼうや

結核の治療は「6～9ヶ月」と長期

- ・薬を飲み忘れたり、飲んだつもりで正しく服用できていないと、薬の効かない菌「**薬剤耐性菌**」をつくってしまうことがある。

飲めない事例は様々...

- ・副作用が出てやめた。
- ・症状が良くなったのでやめた。
- ・忙しくて病院に薬を取りにいけなくて中断した。



服薬の確認の仕方

- 1 アセスメント票で支援方法を決定
 - ・ **A DOTS 原則毎日**
 - ・ **B DOTS 週1回以上**
 - ・ **C DOTS 月1回以上**
- 2 支援方法
 - ・ 直接服薬確認
 - ・ 薬の空殻確認
 - ・ 服薬手帳の確認
 - ・ 保健所来所や保健師の訪問、電話、メールでの確認

様々な職種で連携して服薬を支援します。

治療中の患者様には保健師が確認に伺います。



結核から身を守るための三原則

その1 免疫力を下げない生活

- 1日3食 バランスの良い食事
- 適切な休息
- 適度な運動

免疫力を高め、結核菌に負けないからだを作しましょう



その2 年1回は胸部エックス線

- 定期的に健康診断を受け、胸部X線検査で結核の徴候がないかをチェック
- 早期に発見し治療をすれば、症状も軽く、他人へ感染させる機会も減る

年1回必ず健康診断を受けましょう！

その3 症状出たらすぐ受診

- 以下の症状が続くときは、すぐに医療機関を受診しましょう！
 - 2週間以上、咳が続く
 - 痰が出る（もしくは増えた）
 - 痰に血が混ざる
 - 身体がだるい
 - 体重減少
- 咳が出る時は、マスクをして周囲の人にうつさない心遣いも大切（咳エチケット）

咳が出る時には
マスクを
つけましょう。



16

結核を
疑え！

次の症状が2週間続くなら・・・

☒ 痰のからむ咳

☒ 微熱・身体のだるさ

胸部X線検査や喀痰検査で
正しい診断をより早く！

保健所は結核の相談窓口です。		Color's Future! いざいざ未来 川崎市
川崎市健康福祉局保健所感染症対策課 TEL (044) 200-2439 FAX (044) 200-3928		

ご静聴ありがとうございました。

**ご相談は施設所在区の
区役所衛生課へ**

川崎区役所	衛生課	201-3223
幸 区役所	衛生課	556-6682
中原区役所	衛生課	744-3280
高津区役所	衛生課	861-3321
宮前区役所	衛生課	856-3265
多摩区役所	衛生課	935-3310
麻生区役所	衛生課	965-5163



お辞儀のシールぼうや